

社会福祉法人やまゆり福祉会

八王子美山学園短期入所サービス利用契約書

_____（以下「利用者」といいます）と社会福祉法人やまゆり福祉会（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行なう短期入所に係る障害福祉サービス（以下「サービス」という。）について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は利用者に対し、知的障害者福祉法及び障害者総合支援法の趣旨にしたがって、サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

1、この契約の契約期間は、平成 年__月__日から利用者の介護給付費支給期間満了日までとします。

第3条（サービスの内容）

- 1、利用者が利用できるサービスの内容は、契約書別紙のとおりです。事業者は契約書別紙に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 2、事業者は、サービスの提供にあたり、自傷他害の恐れが急迫で、他に取らうる手段がない場合を除き、身体抑制を行いません。
- 3、利用者はサービスの内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることが出来ます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第4条（介護給付費支給申請に係る援助）

1、事業者は、利用者が介護給付費支給期間満了に伴う介護給付費支給申請を円滑に行なえるよう、利用者を援助します。

第5条（サービスの提供の記録）

- 1、事業者は、サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後5年間保存します。
- 2、利用者は、9時～17時に、その事業所において、当該利用者に関する第1項の諸記録を閲覧できます。
- 3、利用者は、当該利用者に関する第1項の諸記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条（利用料金）

- 1、利用者は、サービスの対価として契約書別紙に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2、事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細書を付して、翌月15日までに利用者へに通知します。
- 3、利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに郵便振替の方法で支払います。
- 4、事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者へに領収書を発行します。

第7条（利用開始前サービスの中止）

利用者がサービス提供日の3日前午後5時までに通知することなくサービス利用を中止する場合は、事業者は利用者へに対して、契約書別紙に定める計算方法により、料金を請求することができます。

第8条（利用期間中のサービスの中止）

- 1、利用者は、事業者へに対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所する事ができます。この場合の料金は、実際の退所の日までの日数を基準に計算します。
- 2、事業者は、利用者の体調不良等で、施設での生活に支障があると判断した場合は、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては、契約書別紙に記載したとおりとします。
- 3、第1項及び第2項に定めるほか、利用期間中に利用者が入院した場合、サービスは終了となります。この場合の料金は、入院日までの日数を基準に計算します。

第9条（相談・苦情対応）

- 1、事業者は、利用者からの相談・苦情等へに対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の要望・苦情へに対し、利用者の立場に立って、誠実かつ迅速へに対応し、改善へに努めます。なお、苦情の申し立てへによって、利用者が不利益な対応へを受ける事は一切ありません。
- 2、次の事由へに該当する場合は、利用者は事業者へに対し、改善及び改善結果の報告へを求める事ができます。
 - ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ②事業者が守秘義務へに反した場合
 - ③事業者が利用者やその家族などへに対して社会通念へを逸脱する行為へを行なった場合

第10条（契約の終了）

- 1、利用者は、事業者に対して30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- 2、前項の規定にかかわらず、前条第2項に規定する事由に該当した場合は、利用者は文書で通知する事により直ちにこの契約を解除することができます。
- 3、次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ①利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内に支払われない場合
 - ②利用者が、他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
 - ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
 - ④やむを得ない事情により施設を廃止又は縮小する場合
- 4、利用者のサービスについての介護給付費の支給決定が取り消された場合、若しくは介護給付費支給決定期間終了に伴い介護給付費支給申請を行なった結果、不支給となった場合は、所定の期間の経過をもつてこの契約は終了します。ただし、利用者の出身世帯の転居に伴い支給決定が取り消された後に、引き続き転入先の区市町村で支給決定された場合は、必要に応じて契約変更で対応することができることとします。
- 5、次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ①利用者が他の知的障害者入所施設等に入所した場合
 - ②利用者が死亡した場合

第11条（秘密保持）

- 1、事業者及びその従事者は、サービスの提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2、前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が利用者の個人の情報を用いることに、利用者は同意します。

第12条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第13条（緊急時の対処）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、医師に連絡を取る等必要な処置を行なうとともに、あらかじめ届け出られた連絡先に、可能な限り速やかに連絡します。

第14条（本契約に定めのない事項）

- 1、利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2、この契約に定めのない事項については、障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第15条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者・事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 平成 年 月 日

契約者氏名

事業者

（事業者名）

社会福祉法人やまゆり福祉会

（住所）

東京都八王子美山町 767 番地の 2

理事長 原 島 一 印

利用者

（住所）

（氏名）

印

（代理人または立会人等）

（住所）

（氏名）

印

八王子美山学園利用に係る情報提供同意書

八王子美山学園の利用にあたり、わたし（利用者及びその家族）の個人情報については、次に定める条件で、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

平成 年 月 日

住 所

利 用 者

印

住 所

利用者家族

印

1 使用する目的

【法令に基づき事業者（法人）が行うべき義務として明記されているもの等】

- ①利用者の支援内容向上のための個別支援計画書にかかわる諸会議
- ②主治医との協議
- ③利用者に障害福祉サービスを提供する他の障害福祉サービス事業者等との連携、照会への回答
- ④事故が発生した場合の区市町村・東京都への連絡
- ⑤利用者等からの苦情に関して区市町村等が行う調査への協力
- ⑥利用者に病状の急変が生じた場合等の医療機関への連絡等
- ⑦損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ⑧居宅介護費等又は訓練等給付費の支給に関して必要があると認めるときに区市町村が行う文書等の提出等の要請への対応

【任意に事業者（法人）が行うもの】

- ①障害者支援施設等において行われる学生の実習への協力

2 使用にあたっての条件

- ①個人の情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外の者に漏れることのないよう、最新の注意を払うこと。
- ②個人の情報を使用した会議の内容、経過を記録しておくこと。

社会福祉法人 やまゆり福祉会 理事長 原島 一 殿